

上田市地球温暖化対策設備設置費補助金

【Q&A】

目次

補助対象について …………… P3～P4

- 1 交付対象者に「市内の中小事業者」と記載されているが、その定義は。法人の登記は市外だが、営業所や事務所が市内にある場合、補助対象者となるか。
- 2 別荘への設置は補助対象か。
- 3 住宅展示場のモデルハウスに設置する太陽光パネルは補助対象となるか。
- 4 倉庫やカーポートへの設置は補助対象か。
- 5 自己の所有する農地に太陽光パネルを設置したいが対象か。
- 6 定置型蓄電池システムの交付申請に「SII 登録型番であることがわかる書類」を求められているが、4月の申請時点では、当該年度の SII 登録型番が公表されていない。この場合、いつ時点の登録型番を示せばよいのか。
- 7 住宅兼事業所に太陽光パネル等を設置する場合、「住宅向け」と「事業所向け」のどちらで申請すれば良いか。
- 8 同一敷地に住居と個人事業所が存在している場合、どちらか片方しか申請できないか。
- 9 リース契約でのパネル設置は補助対象となるか。
- 10 補助対象期間内に太陽光パネルを着工・完了予定だが、実際に居住する（住民票を移す）のは数年後になるが、対象か。
- 11 申請時は市外に住んでいるが、年度内に市内に家を建て、引っ越す予定の場合、対象となるか。
- 12 電灯契約者である夫が住民票を移すことができない。家族名義で申請を進めてよいか。
- 13 交付申請前に太陽光パネル又は蓄電システムの着工をしてしまっているが、補助対象となるか。
- 14 過去に市の補助金の交付を受けて設置した太陽光システムの更新又は増設をしたいが、対象になるか。
- 15 同一法人名義で市内に複数の事業所等を有しているが、それらについて個別に申請することは可能か。|法人|回しか活用できないのか。
- 16 国や県の補助事業との併用は可能か。
- 17 最大出力 50kW 未満と条件にあるが、モジュールとパワコンどちらの出力を基準とするのか。
- 18 事業所用の「中小企業者」について、定義はどのように決まっているか。

補助金の提出書類について……………P5～P6

- 20 交付請求書に記載する口座情報について、夫（妻）のものでも良いか。
- 21 申請書に記載した設置予定箇所の住所が、新築を建てた後に分筆して変更になった。どの書類が必要か。
- 22 領収書の日付が申請した年度内の日付で発行できない場合、どうすればよいか。
- 23 領収書の金額が家の建築等の代金と一括になってしまうが、それでも良いか。
- 24 交付決定通知書を本人宛でなく、委任者宛に送付できるか。
- 25 交付決定のあと、モジュールの出力数に変更になり、交付額も変更になった。どうすればよいか。
- 26 交付決定のあと、パワコンの出力数に変更になった。変更届を提出した方が良いか。
- 27 住民票の日付に関し、連系日以降の日付等、制約はあるか。
- 28 住民票について、世帯全員分の記載が必要か。また、マイナンバーの記載は必要か。
- 29 ガラス交換は、既存の窓枠の種類により要件の熱貫流率が変わると思うが、どのように熱貫流率の値を算出すればよいか。
- 30 定置型蓄電システム又はV2Hを申請する場合、屋根に設置してある太陽光パネルの写真を添付することとなっているが、角度的にパネルを写せない場合はどうすればよいか。
- 31 仕様書又はカタログの写しに熱貫流率の記載が無い場合はどうしたらよいか。
- 32 断熱改修設備の改修前の写真は、室内からと外側のどちらから撮影すればよいか。
- 33 断熱設備について、施工は上田市内にある支店だが、領収書の発行元は本店（上田市外）のものでも良いか。

上田市地球温暖化対策設備設置費補助金 Q&A

| 補助対象について | |
|---|---|
| 質問 | 回答 |
| 1 交付対象者に「市内の中小事業者」と記載されているが、その定義は。法人の登記は市外だが、営業所や事務所が市内にある場合、補助対象となるか。 | 法人市民税を上田市に納めている事業者で、対策設備を市内の事業所等に設置するものであれば、補助対象となります。 |
| 2 別荘への設置は補助対象か。 | 別荘は補助対象外です。 本補助金の対象は、自らが居住又は居住しようとする住宅が対象です。 |
| 3 住宅展示場のモデルハウスに設置する太陽光パネルは補助対象となるか。 | 事業所等に該当せず、補助対象外です。 |
| 4 倉庫やカーポートへの設置は補助対象か。 | 倉庫等に設置した対策設備にて発電した電力を、同一敷地内の住宅や事業所等に供給し、自家消費する場合は対象となります。 |
| 5 自己の所有する農地に太陽光パネルを設置したいが対象か。 | 営農型太陽光発電や野立て等は補助対象外となります。 |
| 6 定置型蓄電池システムの交付申請に「SII登録型番であることがわかる書類」を求められているが、4月の申請時点では、当該年度のSII登録型番が公表されていない。この場合、いつ時点の登録型番を示せばよいのか。 | 過年度に登録された型番も含めて、申請時点において、SII（一般社団法人環境共創イニシアチブ）にて登録されている型番を示していただくことを想定しております。 |
| 7 住宅兼事業所に太陽光パネル等を設置する場合、「住宅向け」と「事業所向け」のどちらで申請すれば良いか。 | 電灯契約が「住宅」と「事業所」それぞれ独立している場合は、「住宅向け」と「事業所向け」のどちらか又は両方で申請いただけます。 ただし、住宅兼事業所の電灯契約が一つの場合は、「住宅向け」での申請となります。 |
| 8 同一敷地に住居と個人事業所が存在している場合、どちらか片方しか申請できないか。 | それぞれの建物ごとに「住宅向け」と「事業所向け」で申請いただけます。 なお、住居と事業所がそれぞれ独立した建物である必要があり、かつ電灯契約についてもそれぞれ独立したものである必要があります。 |
| 9 リース契約でのパネル設置は補助対象となるか。 | 補助対象外です。本補助金は、自らが所有し、負担する対策設備のシステム及び設置費用に対して補助金を交付しております。 |
| 10 補助対象期間内に太陽光パネルを着工・完了予定だが、実際に居住する（住民票を移す）のは数年 | 実績報告の際に、住民票（対策設備を設置した上田市内の住所）の提出が必要となりますので、補助金申請をした年度内に住民票を移せない場合は対象外です。 |

| | | |
|----|--|--|
| | 後になるが、対象か。 | |
| 11 | 申請時は市外に住んでいるが、年度内に市内に家を建て、引っ越す予定の場合、対象となるか。 | 対象となります。申請書類の「申請書」、「納税状況調査同意書」、「委任状」の住所は申請時点で住民票に登録のある住所を記入してください。 ただし、実績報告書を提出いただく時点では、対策設備を設置した住所に住民票を移していただく必要があるため、ご注意ください。 |
| 12 | 電灯契約者である夫が住民票を移すことができない。家族名義で申請を進めてよいか。 | 申請の段階から、ご家族の名義で補助金交付申請をしていただければ対象となります。 |
| 14 | 交付申請前に太陽光パネル又は蓄電システムの着工をしまっているが、補助対象となるか。 | 補助対象外です。対策設備の着工前に交付決定をする必要があるため、必ず対策設備の着工前に申請を行ってください。 なお、申請から交付決定の審査が終わるまで、概ね3週間ほどかかるため、予め余裕を持って申請をお願いします。急ぎの場合は、事前にご相談ください。 |
| 15 | 過去に市の補助金の交付を受けて設置した太陽光システムの更新又は増設をしたいが、対象になるか。 | 補助対象外です。本補助金制度は、対策設備の種類ごとに一回限りの交付となります。 |
| 16 | 同一法人名義で市内に複数の事業所等を有しているが、それらについて個別に申請することは可能か。1法人1回しか活用できないのか。 | 対策設備を設置する事業所等が同一敷地内に存在していなければ、同一法人による複数回の申請は可能です。 |
| 17 | 国や県の補助事業との併用は可能か。 | 併用可能です。 他方、国又は県の補助事業における併用の取扱いについては、各補助事業の要綱等をご確認ください。 |
| 18 | 最大出力 50kW 未満と条件があるが、モジュールとパワコンどちらの出力を基準とするのか。 | 太陽電池モジュールの最大出力 又は パワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い方で判断しております。 |
| 19 | 事業所用の「中小企業者」について、定義はどのように決まっているか。 | 上田市内に住所を有し、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる者としております。 |

補助金の提出書類について

| | 質問 | 回答 |
|----|---|--|
| 20 | 交付請求書に記載する口座情報について、夫(妻)のものでも良いか。 | お支払いの手続き上、 <u>申請者本人</u> の口座情報をご記入いただく必要があります。 |
| 21 | 申請書に記載した設置予定箇所の住所が、新築を建てた後に分筆して変更になった。どの書類が必要か。 | 実績報告の際、交付申請書の設置場所と住民票の住所が異なる場合、同一の場所であることが確認できる書類を添付してください。 (例:「街区符号・住所番号変更等通知書」、「土地の全部事項証明書及び公図」等) ※「街区符号・住所番号変更等通知書」は、申請者様から市民課へ届出をした場合に、市民課から送付をしております。 |
| 22 | 領収書の日付が申請した年度内の日付で発行できない場合、どうすればよいか。 | 申請した年度内の日付の領収書を提出できない場合、補助金は交付できません。年度内の提出ができないことが判明した段階で、速やかに「補助金変更・中止・廃止承認申請書」をご提出ください。 |
| 23 | 領収書の金額が家の建築等の代金と一括になってしまうが、それでも良いか。 | 領収書に対象の対策設備以外の代金が含まれている場合には、但し書きの部分に「太陽光発電システム〇〇円を含む」等の記載をしてください。 (但し書きの金額が、内訳書に記載の金額と一致していること) |
| 24 | 交付決定通知書を本人宛でなく、委任者宛に送付できるか。 | 可能です。申請時に、送付先をお伝えください。 |
| 25 | 交付決定のあと、モジュールの出力数が増えたり減ったりした。どうすればよいか。 | 変更が分かり次第、「補助金変更・廃止承認申請書」を速やかに提出してください。また、その際に変更後のモジュールの出力数・枚数が分かる書類を添付してください。 |
| 26 | 交付決定のあと、パワコンの出力数が増えたり減ったりした。変更届を提出した方が良いか。 | パワコンのみの変更でしたら、変更届は必要ありません。実績報告時の提出書類の別紙(1)・内訳書にそれぞれ変更後のパワコンについての情報を記入し、提出してください。 |
| 27 | 住民票の日付に関し、連系日以降の日付等、制約はあるか。 | 令和6年度上田市地球温暖化対策設備設置費補助金制度の実績報告の際には、対策設備を設置した住所に移してあれば、実績報告日から1か月以内の日付及び申請をした年度内の日付の住民票の写し(原本)を提出してください。(連系日以降の日付のものでなくてもよいです。) |
| 28 | 住民票について、世帯全員分の記載が必要か。また、マイナンバーの記載は必要か。 | 申請者本人のみ記載があれば結構です。 また、マイナンバーの記載も必要ございません。 |
| 29 | ガラス交換は、既存の窓枠の種類によって開口部の熱貫流率が変わると思うが、どのように熱貫流率の値を算出すればよいか。 | 住宅ストック循環支援事業の「エコリフォーム対象建材・設備に関する登録・運用マニュアル(抜粋)をご参照ください。(上田市は「4地域」です。) |
| 30 | 定置型蓄電システム又はV2Hシステムを申請する場合、屋根に設置してある太陽光パネルが写る全形の写真を添付することとなっているが、角 | パワーコンディショナー及びモニターの写真を添付して下さい。 |

| | | |
|----|---|--|
| | 度的にパネルを写せない場合はどうすればよいか。 | |
| 31 | 仕様書又はカタログの写しに熱貫流率の記載が無い場合はどうしたらよいか。 | 補助要件を示す書類がない場合は補助対象外になります。書類がない場合や、あいまいな場合は、メーカーに問い合わせ、改修後の開口部の熱貫流率が $3.49W/(m^2 \cdot K)$ 以下を明確に示す書類を提出してください。 |
| 32 | 断熱設備の改修前の写真は、室内からと外側のどちらから撮影すればよいか。 | どちらから撮影いただいても構いません。しかし、実績報告書に添付する写真は、交付申請書に添付した写真と同じ方向から撮影し、提出して下さい。なお、開口部はカーテン等を開け、改修前の窓枠・ガラスが確認できる状態で撮影してください。 |
| 33 | 断熱設備について、施工は上田市内にある支店だが、領収書の発行元は本店（上田市外）のものでも良いか。 | 断熱設備については、上田市内に本店、支店、営業所がある事業者が工事を行うものとしているため、領収書、見積書は施工する市内業者様が発行したものに限りします。 |

※ その他ご不明な点等がございましたら、上田市役所 環境政策課（0268-71-6428）までお問い合わせください。